

別 表

1 基本助成

区 分	助 成 金 額	目指す移行先	職員配置要件	内容・助成の時期等
認可化移行型を 除く	3歳未満児 44,000円 3歳以上児 14,000円 (児童1人月額)	-	児童福祉施設設備運営 基準第33条を満たす	<p>1 内容 対象児童の保育料の軽減、保育ルームに従事する職員の人件費、児童のための保育材料費等に使用するための助成。</p> <p>2 助成の方法 在籍する対象児童数に応じて助成する。</p> <p>3 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>
認可化移行型 (1) ランク	0歳児 107,000円 1,2歳児 57,000円 3歳児 22,000円 4歳以上児 18,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	児童福祉施設設備運営 基準第33条を満たす	
		小規模保育事業A型	家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第29条を満たす	
		保育所型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第44条を満たす	
認可移行型 (2) ランク	0歳児 89,000円 1,2歳児 48,000円 3歳児 18,000円 4歳以上児 15,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	保育士又は看護師等が、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模保育事業A型	保育士又は看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模保育事業B型	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第31条を満たす	
		保育所型 事業所内保育事業	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第44条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模型 事業所内保育事業	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第47条を満たす	

認可移行型 (3) ランク	0歳児 72,000円 1,2歳児 44,000円 3歳児 15,000円 4歳以上児 14,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	保育士または看護師等 が、児童福祉施設設備運 営基準第33条第2項に規 定する保育士数の1/3以 上
		小規模保育事業A型	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第29条第2項 に規定する保育士数の 1/3以上
		小規模保育事業B型	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第31条の2項 にかかわらず保育従事 者数の1/3以上の保育士 数
		保育所型 事業所内保育事業	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第44条第2項 に規定する保育士数の 1/3以上
		小規模型 事業所内保育事業	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第47条第2項 にかかわらず保育従事 者数の1/3以上の保育士
		家庭的保育事業	家庭的保育事業等設備 運営基準第23条を満た す
		小規模保育事業C型	家庭的保育事業等設備 運営基準第34条を満た す

2 基本助成以外

区 分	助成金額	内 容	助成の時期等
<p>児童健康診断費 助成</p>	<p>3,000円 (児童1人年額)</p>	<p>対象児童の健康診断に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>1 助成の方法 対象児童数(職員数)に応じて助成する。なお、それぞれの助成は年1回限りとする。 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。</p>
<p>職員健康診断費 等助成</p>	<p>4,000円 (職員1人年額)</p>	<p>保育ルームに従事する職員の健康診断・検便等に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>1 助成の方法 対象児童数(職員数)に応じて助成する。なお、それぞれの助成は年1回限りとする。</p>
<p>賠償責任保険料 等助成</p>	<p>3,000円 (児童1人年額)</p>	<p>賠償責任保険及び傷害保険等に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。</p>
<p>保育の質の 向上のための 研修事業費助成</p>	<p>14,000円 (施設年額)</p>	<p>保育ルームに従事する職員の保育の専門性向上を目的とした研修に使用するための助成。実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。</p>	<p>1 助成の方法 保育の質の向上のための研修に係る以下の経費を助成する。(負担金、旅費、委託料、賃金、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料) 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする</p>

<p>求職中世帯 保育料軽減助成</p>	<p>認可保育所保育料階層区分</p> <p>A階層 46,000円</p> <p>B～C階層 40,000円</p> <p>D1～D3階層 30,000円</p> <p>D4階層 20,000円</p> <p>D5階層 10,000円</p>	<p>下記の要件を満たす対象児童の保育料を軽減した場合、実際に軽減した額を助成する。</p> <p>※補助金額と実際の保育料を比べて低い方の額を助成。なお、3歳以上児及び新3号認定児童については補助金額から施設等利用費（子ども・子育て支援法第30条の11に規定する施設等利用費をいう。以下同じ。）を除いた額とする。</p> <p>1、求職活動を理由に認可保育所の申し込みをしたが、入所不承諾となった。</p> <p>2、求職活動を理由として、新規に利用する。</p> <p>3、認可保育所の保育料階層区分が「D5階層」以下である。</p>	<p>1 助成の方法 補助額を上限として、実際に軽減した額を助成する。</p> <p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>
<p>地方単独 保育施設加算</p>	<p>20,000円 (児童1人月額)</p>	<p>対象児童の保育料の減額に充てるための助成。</p> <p>1 3歳以上児については、対象施設の3歳以上児の平均利用者負担額から①に掲げる額を控除して得た額又は20,000円のいずれか低い額を加算額とする。</p> <p>① 対象施設の3歳以上児に係る施設等利用費の総額を対象施設の3歳以上児の数で除して得た額</p> <p>2 3歳未満児（3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間の児童を含む。以下同じ。）のうち新3号認定児童については、対象施設の3歳未満児の平均利用者負担額から①に掲げる額を控除して得た額又は20,000円のいずれか低い額を加算額とする。</p> <p>① 対象施設の新3号認定児童に</p>	<p>1 助成の方法 在籍する対象児童数に応じて助成する。</p> <p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>

		<p>係る施設等利用費の総額を 対象施設の新3号認定児童の 数で除して得た額</p> <p>3 3歳未満児のうち新3号認 定児童以外の児童については、対 象施設の3歳未満児の平均利用 者負担額から①及び②に掲げる 額を控除して得た額又は20,000 円のいずれか低い額を加算額と する。</p> <p>① 当該市町村における認 可保育所の3歳未満児の 平均利用者負担額</p> <p>② 対象施設の千葉市多子 世帯の利用者負担軽減給 付金に係る軽減に要した 費用の総額を対象施設の 新3号認定対象外児童の 利用者の数で除して得た 額</p>	
--	--	--	--

・ 助成金の対象児童

(1) 対象児童は、次の要件を満たしているものとする。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条、子ども・子育て支援法施行規則第1条及び、千葉市子ども・子育て支援法施行要綱第2条に規定する支給要件のいずれかに該当する小学校就学前の児童であること。

イ 月の初日に在籍し、その月に64時間以上の利用があること。ただし、月の途中において入所もしくは退所する児童については、利用時間が前文に規定する時間に相当すると認められる場合は補助対象とすることができる。この場合、基本助成は日割り計算を行う。

ウ 幼稚園その他の施設に入所していないこと。

(2) 対象児童数は、一施設あたり59人までとする。ただし、認可化移行型についてはこの限りでない。

・ 基本助成の日割り額については、次の算式により算定した額とする。

(1) 月途中入所児童

年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

(2) 月途中退所児童

年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

※10円未満は切り捨てとする。

・ 地方単独保育施設加算の算出にあたって用いる、平均利用者負担額について、年度途中で保育料の変更があった場合の算出方法は、次の算式により算定する。

変更前平均×経過月/12+変更月平均利用者負担額×残りの月数/12

※10円未満は切り捨てとする。

- 地方単独保育施設加算の日割り額については、次の算式により算定した額とする。

(1) 月途中入所児童

千葉市における認可保育所の保育料と対象施設との保育料の差(上限20,000円)×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(2) 月途中退所児童

千葉市における認可保育所の保育料と対象施設との保育料の差(上限20,000円)×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

※10円未満は切り捨てとする。

3 設備基準

目指す移行先	設備基準
認可保育所又は 認定こども園	児童福祉設備運営基準第32条
小規模保育事業A型	家庭的保育事業等設備運営基準第28条
小規模保育事業B型	家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する同基準第28条
小規模保育事業C型	家庭的保育事業等設備運営基準第33条
保育所型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第43条
小規模型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第48条により準用する同基準第28条
家庭的保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第22条